

Q

法定講習は、どのような場合に受講しなければならないのですか。

危険物取扱者法定講習は消防法の規定によるもので、「危険物保安監督者」に限らず、現に危険物の取扱作業に従事している人は3年に一度の受講義務があります。逆に、作業に従事していないければ、免状を持っていても受講の義務はありません。

Q

受講申請書に貼付する免状のコピーは表裏両面が必要ですか。

原則として、顔写真のある面（表）のみでかまいません。ただし、氏名や本籍（都道府県）等に変更があり裏面にその旨の記載がある場合は、両面ともコピーを貼付してください。裏面が受講履歴のみの場合は不要です。
手帳形式の古い免状の場合は、ご面倒ですが全部の面をコピーしてください。

Q

申請書に貼付する県の収入証紙は、どこで買えますか。

伊予銀行の本支店や各地区の農協など、県内の収入証紙売り捌き所で購入できます。愛媛県のホームページ等でご確認ください。

Q

どの種別の法定講習を受講してもかまいませんか。

法定講習では、危険物施設の種別が「給油取扱所」「石油コンビナート等」「その他の施設」の3つに分類されており、受講者が作業に従事している施設によって、該当する種別の講習を受けていただくことになっています。
ただし、やむを得ない事情等で、オンラインでの受講ができず、対面講習の日時にも受講ができない場合は、「給油取扱所」と「その他の施設」に限り相互の種別での受講でもかまいません。



オンライン講習について



オンライン講習のテキストは、令和7年度からデジタルテキストになります。内容は製本テキストと同じで、受講端末にダウンロードできますので、いつでも参照可能です。

Q

スマートフォンでも受講できますか。

視聴は可能ですが、申請受付したのちは取り下げができませんので、必ず事前に右のURLへアクセスし、「推奨環境」を満たし、動画が再生されることをご確認のうえ申請してください。



<https://www.netlearning.co.jp/about/index.html>

Q

複数人が1台のパソコンで視聴することはできますか。

できますが、受講者毎にユーザIDが付与され、視聴したかどうかはユーザIDごとに記録されますので、パソコンの使用時間を調整するなどして視聴してください。

Q

複数人が同じメールアドレスを使用することはできますか。

できますが、各受講者あてのメールが同一メールアドレスに届きますのでご留意いただくとともに、メールを一斉配信した場合は人数分のメールが届くことになりますのでご了承ください。

Q

効果測定で合格しなかった場合はどうなりますか。

効果測定は各章ごとに設定されており、一定以上の正答率に達すると次の章に進むことができます。
一度解答すると正解と解説が表示されますので、それを確認したのち再度解答することができますから、必ず受講期間（1か月間）内に修了させてください。



愛媛県危険物安全協会連合会

愛媛県松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2F

TEL&FAX 089-924-6618

お問い合わせフォーム

<https://www.ehimekenkiren.org/>